

飼料中の農薬の基準値（省令）

単位：ppm（mg/kg）

農薬名	対象となる飼料及び基準値										備考
	えん麦	大麦	小麦	とうもろこし	マイロ	ライ麦	牧草	対象家畜用の飼料			
								鶏又はうずら用	豚用	牛、めん羊、山羊又はしか用	
γ-BHC							0.4	0.05	0.05	0.4	リンデンをいう
2,4-D	0.5	0.5	0.5	0.05	0.5	0.5	260				2,4-D、2,4-Dナトリウム塩、2,4-Dジメチルアミン塩、2,4-Dエチル、2,4-Dイソプロピル、2,4-Dブトキシエチル及び2,4-Dアルカノールアミン塩を含む
BHC							0.02	0.005	0.005	0.005	α-BHC、β-BHC、γ-BHC及びδ-BHCの和 α-BHC、β-BHC及びδ-BHCが検出された場合は、γ-BHCの検出の有無に関わらずBHCの基準を適用
DDT							0.1	0.1	0.1	0.1	pp'-DDD、pp'-DDE、pp'-DDT及びop'-DDTの総和
アセフェート				0.5			3				
アトラジン	0.02	0.02	0.3	0.2	0.02	0.02	15				
アラクロール	0.1	0.05		0.2	0.1	0.05	3				
アルジカルブ	0.2	0.02	0.02	0.05	0.2	0.02	1				
アルドリン及びディルドリン							0.02	0.02	0.02	0.02	ディルドリン及びアルドリンの和
イソフェンホス				0.02							イソフェンホス及びイソフェンホスオキシソンをイソフェンホス含量に換算したものの和
イミダクロプリド	0.05	0.05	0.05	0.1	0.05	0.05	6				
エチオン							20				
エンドリン							0.01	0.01	0.01	0.01	
カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.7				カルタップ、ベンスルタップ及びチオシクラムをカルタップに換算したものの総和
カルバリル	10	5	2	0.1	10	5	250				
カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	10				カルベンダジム、ベノミル、チオファネート及びチオファネートメチルをカルベンダジムに換算したものの総和
カルボフラン	0.1	0.2	0.2	0.05	0.1	0.1	13				カルボフラン及び3-ヒドロキシカルボフランをカルボフランに換算したものの和
キャプタン				10							
グリホサート	20	20	5	1	20	0.2	120				グリホサート、グリホサートアンモニウム塩、グリホサートイソプロピルアミン塩、グリホサートトリメチウム塩及びグリホサートナトリウム塩を含む
グルホシネート		5	0.2	0.1			15				グルホシネート、N-アセチルグルホシネート及び3-メチルホスフィニコプロピオン酸をグルホシネートに換算したものの総和。ただし、乾牧草は、N-アセチルグルホシネートを除く
クロルピリホス	0.75	0.2	0.5	0.1	0.75	0.01	13				
クロルピリホスメチル	10	6	10	7	10	7					
クロルフェンビンホス			0.05	0.05							クロルフェンビンホスのE体及びZ体の和
クロルプロファム		0.05	0.05	0.05		0.05					
クロルベンジレート				0.02							
シアナジン	0.01	0.05	0.1	0.1	0.01	0.01	0.01				
ジカンバ	3	0.5	0.5	0.5	3	0.1	200				ジカンバ、ジカンバイソプロピルアミン酸、ジカンバジメチルアミン酸、ジカンバカリウム塩及びジカンバナトリウム塩を含む
ジクロルボス及びナレド	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	10				ジクロルボス及びナレドをジクロルボスに換算したものの和

